

当組合の自己資本の充実の状況等について

定性的な開示事項

1.自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様からの出資金にて調達しております。

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3.信用リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な考え方を明文化した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

貸倒引当金は、資産の「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ.リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の2つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める規定や基準書等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合があります。

この際、組合が定める手続書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、パーセルIIで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当します。

このほか、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当がありません。

6.証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

7.オペレーショナル・リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

ロ.オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

8.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、全国信用協同組合連合会等への出資金が該当します。

このうち、当組合が保有する上場株式、株式関連投資信託にかかるリスク管理については、ALM(資産と負債の総合管理)委員会を設置し、金融・経済動向の把握や金利予測等を行い、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等市場関連リスクへの迅速な対応など、適切なリスク管理に努めています。

なお、非上場株式や全信組連出資金・千葉中小企業再生ファンド出資金等については、業務上の保有で投資目的ではありません。

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の動向によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響をさしますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測を行い、ALM委員会で検討協議するとともに、その結果を経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

ロ.内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

「完全再評価法」…信用組合業界で構築したSKC—ALMシステムを用いて、基準月のイールドカーブ(=期間ごとの市場金利)に金利ショック幅を加算し、変動後のイールドカーブで理論値を求め、基準月の現在価値とその理論値との差額を金利リスク量として計測する手法です。

・計測対象

「資産運用・調達勘定」のうち金利感応度資産

・コア預金

対象：流動性預金

算定方法：①過去5年の最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高

③現在残高の50%相当額

以上3つのうち最小の額を上限。

・金利ショック幅

99%タイル値又は1%タイル値

・リスク計測の頻度

月次(前月末基準)

定量的な開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円)

項目	平成19年度	平成20年度
(自己資本)		
出資金	654,410	657,640
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	667,196	667,196
特別積立金	2,530,000	2,530,000
次期繰越金	111,801	201,907
その他	—	—
〔基本的項目〕計(A)	3,963,407	4,056,743
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	108,708	108,708
一般貸倒引当金	803,316	880,378
負債性資本調達手段等	—	—
告示第14条第1項第3号に掲げるもの	—	—
告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	—	—
補完的項目不算入額(△)	447,472	536,710
〔補完的項目〕計(B)	464,552	452,375
自己資本総額(A)+(B)(C)	4,427,959	4,509,119
控除項目不算入額(△)	—	—
(控除項目)計(D)	—	—
自己資本額(C)-(D)(E)	4,427,959	4,509,119
(リスク・アセット等)		
資産(オン・バランス)項目	52,993,005	51,100,421
オフ・バランス取引等項目	97,040	80,273
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,845,125	3,806,128
リスクアセット等計(F)	56,935,170	54,986,823
Tier1比率(A/F)	6.96%	7.37%
自己資本比率(E/F)	7.77%	8.20%

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。
2. 金額は、単位未満を切捨てて表示しております。(以下の各表における金額についても同様であります。)

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成19年度		平成20年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の合計額	53,090	2,123	51,180	2,047
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	52,993	2,119	51,100	2,044
(i) ソブリン向け	440	17	262	10
(ii) 金融機関向け	8,736	349	9,283	371
(iii) 法人等向け	20,980	839	18,306	732
(iv) 中小企業等・個人向け	11,040	441	11,098	443
(v) 抵当権付住宅ローン	1,430	57	1,500	60
(vi) 不動産取得等事業向け	120	4	109	4
(vii) 三月以上延滞等	3,278	131	3,831	153
(viii) その他	6,969	278	6,707	268
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	3,845	153	3,806	152
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	56,935	2,277	54,986	2,199

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)~(vii)に区分されないエクスポージャーです。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
国内	120,357	119,625	59,563	58,645	21,041	17,692	—	—	4,195	3,902
国外	3,581	2,978	—	—	3,581	2,978	—	—	—	—
地域別合計	123,938	122,603	59,563	58,645	24,622	20,670	—	—	4,195	3,902
製造業	4,906	4,442	3,612	3,347	1,294	1,095	—	—	279	205
農業	569	596	569	596	—	—	—	—	25	32
林業	—	2	—	2	—	—	—	—	—	—
漁業	336	325	336	325	—	—	—	—	32	36
鉱業	4	4	4	4	—	—	—	—	—	—
建設業	4,952	4,999	4,853	4,907	99	92	—	—	76	251
電気・ガス・熱供給・水道業	562	554	162	156	400	398	—	—	—	—
情報通信業	21	15	21	15	—	—	—	—	—	—
運輸業	934	993	737	790	197	203	—	—	—	6
卸売業、小売業	6,590	6,593	6,590	6,593	—	—	—	—	619	432
金融・保険業	45,561	50,271	1,512	1,847	4,285	5,136	—	—	—	—
不動産業	3,020	3,176	3,020	3,176	—	—	—	—	632	537
各種サービス	18,056	17,066	16,971	16,220	1,085	846	—	—	1,632	1,512
国・地方公共団体等	18,612	14,675	2,873	3,172	15,739	11,503	—	—	—	—
個人	16,455	16,354	16,455	16,354	—	—	—	—	822	820
その他	3,360	2,528	1,840	1,134	1,520	1,394	—	—	74	66
業種別合計	123,938	122,603	59,563	58,645	24,622	20,670	—	—	4,195	3,902
1年以下	32,632	45,290	3,589	2,899	6,090	1,830	—	—	—	—
1年超3年以下	20,074	10,624	8,075	7,142	2,699	3,482	—	—	—	—
3年超5年以下	12,301	11,154	6,324	6,640	2,977	4,514	—	—	—	—
5年超7年以下	10,779	10,060	5,619	6,075	5,160	3,985	—	—	—	—
7年超10年以下	11,500	11,191	5,797	6,082	5,703	5,109	—	—	—	—
10年超	30,731	30,073	29,131	28,873	1,600	1,200	—	—	—	—
期間の定めのないもの	5,921	4,205	1,028	934	392	546	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	123,938	122,603	59,563	58,645	24,622	20,670	—	—	—	—

(注)1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3.上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成19年度	423	380	—	—	803
	平成20年度	803	880	—	803	880
個別貸倒引当金	平成19年度	763	829	341	—	1,251
	平成20年度	1,251	763	321	929	763
合計	平成19年度	1,186	1,209	341	—	2,054
	平成20年度	2,054	1,643	321	1,733	1,643

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金											貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高				
					目的使用		その他						
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	
製造業	80	136	136	57	8	—	72	136	136	57	0	19	
農業	10	6	6	1	8	—	2	6	6	1	1	—	
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	10	4	4	6	—	—	—	4	4	6	—	—	
鉱業	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	59	56	56	18	12	23	47	33	56	18	13	216	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卸売業、小売業	209	222	222	118	139	11	70	211	222	118	76	12	
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業	80	163	163	102	38	53	42	110	163	102	25	76	
各種サービス	114	500	500	341	24	105	90	395	500	341	977	143	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他の産業	7	21	21	13	—	—	—	21	21	13	—	—	
個人	187	140	140	102	109	127	78	13	140	102	185	212	
合計	763	1,251	1,251	763	341	321	422	929	1,251	763	1,280	681	

(注)当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成19年度		平成20年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	14,504	2,725	10,593	5,208
10%	1,234	5,452	909	6,465
20%	4,486	38,574	5,545	42,052
35%	—	4,087	—	4,286
50%	1,781	1,353	1,575	1,191
75%	—	16,830	—	16,847
100%	1,095	30,815	489	25,746
150%	—	996	—	1,576
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	23,102	100,836	19,119	103,380

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,711	2,464	—	—	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		808	717	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け		1,583	1,482	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		130	112	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等		29	27	—	—	—	—
⑧その他		159	123	—	—	—	—

(注)当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価 (単位: 百万円)

区 分	平成19年度		平成20年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	190	190	161	161
非上場株式等	214	214	217	217
合 計	405	405	378	378

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 (単位: 百万円)

	平成19年度	平成20年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償 却	—	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売却損益は含まれておりません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位: 百万円)

	平成19年度	平成20年度
評価損益	40	67

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位: 百万円)

	平成19年度	平成20年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(8) 金利リスクに関する事項

【銀行勘定における金利リスクに関する事項】 (単位: 百万円)

	平成19年度	平成20年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	761	723

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、パーセンタイル値を金利ショックとして金利リスクを算出しております。

代表理事による適正性・有効性の確認

私は当組合の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第58期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成21年6月17日

房 総 信 用 組 合

理事長 白井和

監事監査

監 査 報 告 書

私たちが監事は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第58期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査室その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、該当がありません。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(協同組合による金融事業に関する法律等施行規則第27条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類等(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実が認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人千葉第一監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年6月2日

房 総 信 用 組 合

常 勤 監 事 深 山 仁 太 郎

監 事 森 田 真 夫



独立監査人の監査報告書

平成21年5月26日

房 総 信 用 組 合
理 事 会 御 中

千 葉 第 一 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 手 島 英 男

代 表 社 員 公 認 会 計 士 田 中 昌 夫



当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、房総信用組合の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査法人である「千葉第一監査法人」の監査を受けております。

地域密着型金融推進計画（平成19年4月～21年3月）結果報告

I. 基本計画

当組合の地域密着型金融推進計画は、限られた営業地域で組合員の方々を対象とし相互扶助の精神に則って金融業務にあたる「信用組合」の特性を十分踏まえて立案しています。すなわち、地域経済の発展、組合員の事業の繁栄、豊かな家庭生活のお手伝い、という信用組合の基本的な目的を前提とし、地域経済の活性化を総合的に図っていくこと、地域に根ざした密度の濃いコミュニケーションをベースに、新しいビジネスモデルも含めた金融仲介機能の拡充、収益力強化による金融機関としての健全性維持向上、積極的な情報開示等広報活動を通じた理解度信頼度の向上等に重点を置いた計画としました。

II. 項目ごとの推進計画

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

項番	項目	取組方針及び目標	具体的取組策とスケジュール			
			19年度	19年度取組結果	20年度	20年度取組結果
(1)	企業の成長段階(ライフサイクル)に応じた審査機能、各種手法の活用	①創業・新事業支援 ・融資審査能力の向上 ・地域に密着した営業活動に基づく、将来性のある案件の発掘・育成のための体制強化 ・起業・事業展開に資する情報の提供(財)千葉県産業振興センター等の活用による創業・経営革新等に関する情報の提供等 ・創業・新事業の成長段階に応じた適切な支援 政府系金融機関等との情報交換・連携強化による支援等 ②経営改善支援 ・中小企業に対するコンサルティング機能および情報提供機能の強化 各種団体・専門家との連携強化による相談・情報提供活動 ・要注意先債権等の健全債権化等に向けた取組の強化 キャッシュフローのモニタリング、融資審査体制の強化等により、不良債権の新規発生防止、財務諸表分析・信用格付による経営改善指導、要注意先債権等の健全化に努める ・健全債権化等の強化に関する実績の公表 経営改善支援先に対する本部と営業店の連携による支援策の強化	・審査能力向上、創業・新事業に関する研修 ・個人信用格付の準備 ・(財)千葉県産業振興センターを活用した情報提供 ・政府系金融機関との情報交換、協調融資の推進 ・信用保証協会の利用による創業・新事業に対する融資推進 ・(社)中小企業診断協会千葉県支部との連携による経営、財務等の改善に対する支援	・19年9月20日、千葉県信用保証協会との情報交換に出席しました 20年2月より保証協会と信用組合専用提携保証「アクティブ1000」を導入し積極的に推進しました ・(社)中小企業診断協会千葉県支部の協力により19年11月に取引先企業を対象とした経営、財務等の改善支援を目的としたアンケート調査を実施、20年3月に3会場で16社のショート・セミナーを開催しました ・特老、老健、ディケア施設との協調融資にあたり独立行政法人福祉医療機構との覚書締結を致しました	・政府系金融機関との継続した情報交換、協調融資の推進 ・(社)中小企業診断協会千葉県支部との企業支援 ・経営支援先への本部、課店長の訪問	・中小企業診断協会千葉県支部の情報交換会出席(診断士と中小公庫)、同協会と8月より地域内企業24社をリストし「経営課題調査」を実施し、20社にプレゼン及び企業訪問を実施しました ・TKC主催の経営革新情報交換会参加(TKC会員・中小公庫、国金、商工中金と交流会)地区内TKC資格者地元税理士と駅前商店街の総会・勉強会に出席しました ・経営改善先10社を再生支援協議会とランクアップ協議し2社が継続審議中です、21年度も継続致します
(2)	単なる金融支援ではなく事業そのものを再生する取組	①事業再生支援 ・中小企業の過剰債務の解消や社会のニーズの変化に対応した事業の再構築 ・中小企業再生支援協議会、千葉県再生ファンドとの連携、活用	・各種団体・専門家との連携強化による相談・情報提供活動の立案、実施 ・経営改善支援実施先47先の個別健全化策の立案、実践 ・融資先のキャッシュフロー分析の実施	・19年9月7日第5回企業イノベーションセミナーに参加しました ・47先の支援実施先に対するランクアップに取組みました	・ランクアップ先の支援取組継続 ・ライフサイクルに応じたきめ細かい支援	・支援実施先に対するランクアップの継続、4先について中小企業診断協会に経営、財務分析依頼しました

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

項番	項目	取組方針及び目標	具体的取組策とスケジュール			
			19年度	19年度取組結果	20年度	20年度取組結果
(1)	不動産担保、個人保証に過度に依存しない融資手法	①不動産担保・保証に過度に依存しない融資の推進 ・担保・保証に過度に依存しない、新型の事業者ローンの商品化を図る ②第三者保証が過度にならないように整備を図る ・財務制限条項とスコアリングシートの活用等による、新型ローンの商品化を図る	・新型の事業者ローンの商品開発 ・スコアリングシートの活用による新型ローンの研究	・19年11月より「事業者ローン」取扱開始、500万限度、利率設定については営業収益を見据えた個別設定としました ・20年1月より「しんくみパートナーズ」「司法書士研修費用ローン」「パリヤフリーローン」を提携導入し積極的に推進しました	・優良保証商品の提携導入 ・新型ローンの検討	・千葉県信用保証協会の制度融資を推進しました(アクティブについては当初からの累計残高93先、397百万円) ・原油高対策資金として、独自事業者ローンSPを20年9月1日より取扱開始(3月末累計41先、143百万円) ・20年11月17日より(株)クレイセンと提携、新型個人ローンを導入し短期間の獲得ですが、21先、249百万円のローン実行をいたしました
(2)	目利き能力の向上と、公的金融や信用保証制度との役割分担	①企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成 ・中央機関や関係団体等が開催する当該研修への参加 ②財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資の推進 ・信用保証協会等との連携により、保証制度の活用及び推進	・中央機関や関係団体等が開催する当該研修への参加 ・公的金融、信用保証制度の活用及び推進	・19年9月19日～21日全国中央協会主催「中小企業目利き力養成講座」に職員を派遣し10月27日に伝達講習を実施しました	・信用組合協会主催の研修に参加 ・事業価値を見極める人材の育成	・融資基礎研修に参加しました ・企業財務分析講座に参加しました ・融資推進実践研修に参加しました ・保証協会主催の3組合の情報交換会出席しました ・千葉地域金融フォーラム(地域密着型金融推進シンポジウム)に出席しました

(3) 市場型間接金融手法の活用など、多様な資金供給手法の提供	①中小企業の資金調達手法の多様化を図る ・千葉県版CLO、売掛債権担保、シンジケートローン等、中小企業の資金調達方法の支援に努める	・信用保証協会の流動資産担保融資保証制度（ABL保証）の活用を検討	・7月協会主催の新しい保証制度の説明会に出席、9月4日～7日「中小企業支援スキル向上講座」にも職員を派遣しました	・保証協会の利用を高める ・商工中金との提携によるシンジケートローンを手続き中です	・商工中金との提携によるシンジケートローンを手続き中です ・商工中金との提携によるABLに係る説明会出席しました
---------------------------------	--	-----------------------------------	--	--	---

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

項番	項目	取組方針及び目標	具体的取組策とスケジュール			
			19年度	19年度取組結果	20年度	20年度取組結果
(1)	地場産業や中心市街地の空洞化等の問題を踏まえた地域経済の活性化	①地域再生推進に向けた各種施策との連携等、地域活性化に向け地域と一体となった取組 ・地元の取引先からの情報、行政や商工団体等からの情報収集に努め、そのネットワークを拡げ地域外の専門家、専門機関との連携を図り地域再生に向けて積極的に取組む	・上部団体の検討結果を踏まえ他金融機関と当組合の取組状況を比較検討し、開示項目・方法の見直しを行う ・地域再生施策に関する情報収集に努め、参画、協力態勢を整える	・行政や商工団体等の各種事業に参加し情報収集や地域活性化に取組みました	・地域再生支援として参画できる施策について検討し積極的に取組む	・地場産業祭、商工会主催のイベントに参加し情報収集に努めました ・農業分野に深耕するにあたり、日本政策金融公庫と覚書を交わしました、千葉県制度資金であります農業近代化資金の利子補給も契約いたしました
(2)	事業性貸出に留まらない、地域住民に対する多様な金融サービスの提供	②地域の利用者のニーズに対応した多様な金融チャンネルの提供による事業性貸出に留まらない金融サービスの提供	・webローンの採用、あのネットの活用（ライフプランニング）を検討する	・各営業店の情報を本部で一元管理した金融サービスの提供を行いました ・Webローン実施の準備、保証提携の新型ローンを導入しました	・webローン6月より開始する	・20年6月16日よりwebローンを導入しました（21年3月末時点の受付、30件） ・新型個人ローンを検討し、（株）クレディセゾンとの保証付ローンを取扱開始しました

経営改善支援等の取り組み実績【平成20年4月～平成21年3月】

(単位:先数、%)

	期初債務者数	うち経営改善支援取組み先数	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定した先数 δ	経営改善支援取組み率	ランクアップ率	再生計画策定率		
									A	α
正常先	①	234	0	0	0	0	—	—		
要注意先	うちその他要注意先	②	393	31	4	27	0	7.9%	12.9%	0.0%
	うち要管理先	③	31	1	1	0	0	3.2%	100.0%	0.0%
破綻懸念先	④	87	8	1	7	0	9.2%	12.5%	0.0%	
実質破綻先	⑤	62	0	0	0	0	0.0%	—	—	
破綻先	⑥	36	0	0	0	0	0.0%	—	—	
	小計(②～⑥の計)	609	40	6	34	0	6.6%	15.0%	0.0%	
合計		843	40	6	34	0	4.7%	15.0%	0.0%	

- (注) 1. 期初債務者数は、平成20年4月当初の債務者数です。
 2. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンなどの先は含んでおりません。
 3. 「α（アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数β（ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαには含まれますがβには含んでおりません。
 4. 「αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数γ（ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。
 5. 「αのうち再生計画を策定した先数δ（デルタ）」は、αのうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。
 6. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

創業・新事業支援融資の実績

平成20年度中 8 件、 59 百万円

(注) 創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

中小企業に適した資金供給手法

①. 財務制限条項を活用した商品による融資実績

平成20年度中 74 件、 583 百万円

②. 動産・債権譲渡担保融資の実績

平成20年度中 0 件、 0 百万円

- (注) 1. 「動産・債権譲渡担保融資」は、リース債権及びクレジット債権を担保とした融資を除きます。
 2. 残高は、当組合とお客様との間の直接の貸出契約であり、SPCや信託銀行を経由した取引は含まれません。
 3. 動産・債権について、担保権設定契約をしているもののみを対象としております。

うち、売掛債権担保融資

平成20年度中 0 件、 0 百万円

うち、動産担保融資

平成20年度中 0 件、 0 百万円

③. ノン・リコースローンの実績

平成20年度中 0 件、 0 百万円

(注) 「ノン・リコースローン」とは、返済原資を事業に係るキャッシュフローに限定した融資です。

④. 財務諸表の制度が相対的に高い中小企業に対する融資商品による融資

平成20年度中 0 件、 0 百万円

- (注) 1. 平成19年度以前に取り扱いを開始した融資商品のうち、今年度中に融資実績のあるものを含みます。
 2. TKCとの連携による融資実績のほか、独自の新品開発（TKC関連以外）の実績を含みます。

インターネットバンキングサービスの取扱いをしております。

ご自宅等のパソコンを利用しインターネットを經由して、お取引口座の残高や入金明細の照会サービスがご利用いただけます。さらに、お取引口座から当組合の本支店および他の金融機関への振込・振替ができる便利なサービスです。また、振込手数料は窓口をご利用いただくよりもお得です。

ご利用時間(平成21年6月現在)

サービス内容		平日	土・日曜日	12月31日
残高照会		9:00~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00
入出金明細照会				
入出金明細再照会				
当日扱いの振込・振替	同一店内本支店	9:00~16:00 (注)	—	—
	他行	9:00~15:00	—	—
予約扱いの振込・振替		9:00~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00
振込・振替照会		9:00~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00
振込・振替取消		9:00~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00

(注) 振込先口座が当座預金の場合は15:00までのご利用となります。

ご利用手数料(平成21年6月現在)

基本手数料		3万円未満	3万円以上
年間 1,260円 (消費税込)	振替	無料	無料
	同一店内	無料	無料
	当組合本支店	105円	210円
	他行宛	210円	420円

(注) 窓口より最大で315円割引になっております。

お問い合わせ、ご照会先

総務部事務管理課

0475-22-5111

受付時間／9:00~17:00

(土・日・祝日、1月1日~3日、5月3日~5日、12月31日は除く)

ディスクロージャー誌掲載用語集

リスク・ウェイト

債権の危険度を表す指標のことで、自己資本比率規制において総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる率のことで、率が高いものほどリスクが高いことを意味します。

適合格付機関

金融機関がリスクを算出するに当たって用いることができる、金融庁長官が適格性の基準に照らして適格と認め、格付を付与する格付機関のことで。

エクスポージャー

リスクに晒されている資産のことを指しており、貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

バーゼルⅡ

バーゼルⅡとは、2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことで。バーゼルⅢは、近年の金融機関のリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。バーゼルⅢは3つの柱、すなわち①最低所要自己資本比率、②金融機関の自己管理と監督上の検証、③市場規律から成り立っています。

派生商品取引(デリバティブ取引)

有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品をいいます。具体的には、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。

ALM

Asset Liability Management(アセット・ライアビリティ・マネージメント)資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシート上のリスク管理方法です。

金利ショック

金利の変化(衝撃)のことで、上下200BP(1ベース・ポイント=0.01%)の平行移動や、1%タイル値と99%タイル値といった算出方法があります。

コア預金

明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことで。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(2.5年)として金融機関が独自に定めます。

パーセンタイル値

計測値の分布(ばらつき)を百分率で表したものです。計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99%タイル値は99パーセント目の値です。

クレジット・デリバティブ

債権や債券の信用リスクを、スワップやオプションの形にした金融商品のことで、もともと信用リスクをヘッジ(回避・低減)する目的で開発されたものであり、債務者である会社の信用力を指標にして将来に受け渡す損益を決めます。従来のデリバティブでは金融商品などの価格変動を対象にしていますが、クレジット・デリバティブでは信用リスクを対象にしています。

リスク・アセット

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)に対し、リスクの大きさに応じた掛目を乗じ、再評価した資産の額です。

抵当権付住宅ローン

バーゼルⅡ(新自己資本比率規制)において、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。

Tier 1(基本的項目)

自己資本の中の基本的項目であり、出資金、資本剰余金、利益準備金などから構成されています。

Tier 2(補完的項目)

自己資本の中の補完的項目であり、一般貸倒引当金、土地再評価差額金の45%相当額などから構成されています。

Tier 1比率

基本的項目の額÷リスク・アセットの総額で算出される比率です。

繰延税金資産

金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産のことで。企業会計上の利益又は費用と課税所得計算上の益金又は損金の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

ポートフォリオ

保有している金融資産の集合体のことで。

お客さま、犯罪にご注意ください！

くぼうしんからご利用のお客さまへのお願い

通帳・印鑑・キャッシュカードの盗難にご注意ください！

通帳・印鑑・キャッシュカードのうち一つでも紛失した場合には、直ちにお取引店またはお近くの本支店までご連絡ください。(本支店の連絡先は26ページをご覧ください。)
なお、当組合休業日及び営業時間外(早朝・深夜)は、右記番号へご連絡ください。

営業時間外のご連絡先

信組情報サービス自動機集中監視センター

047-498-0151

暗証番号の変更はお済みでしょうか？

最近、偽造・盗難キャッシュカードにより預金が不正に引き出される被害が増加しています。

お客さまにおかれましては、そうした被害に遭われぬよう、以下の点に日頃から十分ご注意ください。

- 暗証番号は、生年月日、自宅の電話番号・番地、勤務先の電話番号・番地、自動車のナンバー、4桁すべて同じ番号、連続した番号等他人に推測されやすい番号の利用は避けましょう。
- 推測されやすい暗証番号をご使用されているお客さまは、すみやかに変更されることをお勧めします。
- 第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したり、キャッシュカードの裏面や手帳・メモ用紙などに暗証番号を書いて保管することはやめましょう。
- キャッシュカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等で使用しないようにしましょう。
- キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすい場所に放置することはやめましょう。
- キャッシュカードも通帳や印鑑と同様に大切なものですので、厳重な管理をお願いします。
- 長時間お手元からお離しにならないようにしましょう。
- ATMご利用の際は、のぞき見されないようご注意ください。また、ATMのご利用明細書をむやみに捨てることはやめましょう。
- 当組合の職員や警察官がATMコーナーや電話等で暗証番号をお尋ねすることはありません。ご不審な場合は、お取引店へご照会ください。

※暗証番号のご変更は、お取引店の窓口までお申出ください。

偽造・盗難キャッシュカード被害への補償について

当組合が定める規程に従い、被害に遭われたお客さまに対して補償を行う制度を導入しております。詳しい内容は当組合本支店へお問い合わせください。

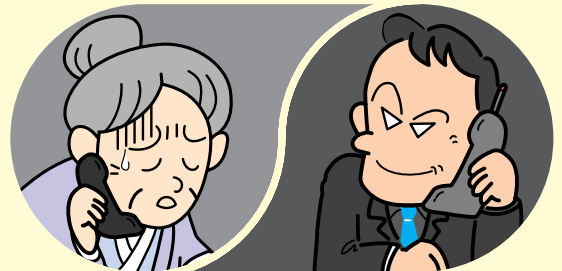
お客様ごとに1日あたりの取引限度額の設定が行えます

平成20年8月1日(金)より、お客さまの口座ごとに「1日支払限度額」「1日振込限度額」を各々設定することができます。また、「他金融機関での取引禁止」「口座開設店舗以外での取引禁止」の設定も可能ですので、詳しくは最寄りの当組合本支店へお問い合わせください。

不正な振込請求にご注意ください！

「おれだけど」と息子や孫を装い、交通事故の示談金や借金返済などの費用と偽って、振込を要求する「振り込め詐欺」などが多発しています。

- このような電話が掛かってきたら、振込手続きをする前に必ずご家族に事実かどうか確認し、少しでも不審に思ったら、警察に相談し、詐欺の被害に遭わないようご注意ください。
- 今後も当組合では、お客さまが詐欺被害に遭われないよう、未然防止に努めて参ります。



不正口座取引防止について

近年、マスコミ等で報道されておりますように、預金口座を不正に利用して違法な取立て、架空料金請求詐欺等の事件が多発し、大きな社会問題となっております。

こうした動きに対し、当局からも各金融機関に対して預金口座が犯罪行為の温床にならないよう、法令等に則した迅速、厳正、適切な対応を要請されております。

当組合ではこの問題を重大に受け止め、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)や預金規定等に則った対応を下記のとおり実施しておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- 預金口座等の開設、200万円を超える大口現金取引、10万円を超える現金振込等を行う場合は、犯罪収益移転防止法によりお客さまのご本人確認を徹底しております。
- 住所、勤務先等が遠方の場合、口座開設のご事情を詳しくお伺いさせていただくことがございます。また、通帳発行につきましては、郵送による方法とさせていただきます。
- 疑わしい取引と判断した場合には、すみやかに当局へ届出ております。
- 口座の不正利用防止のため、以下の場合等には預金取引停止または預金口座を解約させていただきます。
 1. 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず、開設されたことが明らかになった場合
 2. 口座開設時の届出内容に虚偽が明らかになった場合、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明した場合
 3. 預金規定に基づき、偽名口座、借名口座、口座の譲渡等が明らかになった場合、または口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められた場合等

店舗一覧表				
店名	住所	電話	FAX	ATM
本部	茂原市高師町1丁目10番地5	0475(22)5111	0475(23)9777	
本店	茂原市高師町1丁目10番地5	0475(22)6111	0475(22)6112	3
本納支店	茂原市本納1773番地	0475(34)3302	0475(34)3318	2
一宮支店	長生郡一宮町一宮3089番地	0475(42)2061	0475(42)2071	2
長南支店	長生郡長南町長南2474番地の4	0475(46)1159	0475(46)1303	1
夷隅町支店	いすみ市刈谷189番地の1	0470(86)2150	0470(86)3689	1
町保支店	茂原市町保42番地の22	0475(24)2321	0475(25)4800	1
岬支店	いすみ市岬町長者183番地の1	0470(87)2214	0470(87)7696	1
大原支店	いすみ市大原9231番地の3	0470(62)2225	0470(63)1807	1
白子支店	長生郡白子町五井1708番地の1	0475(33)3612	0475(33)3594	2
岬東支店	いすみ市岬町椎木1781番地3	0470(87)3166	0470(87)5971	1
茂原支店	茂原市茂原347番地	0475(24)3335	0475(24)3337	1
鴨川支店	鴨川市横渚885番地の1	04(7092)1221	04(7093)1277	1
天津小湊支店	鴨川市天津1212番地の4	04(7094)0173	04(7094)0159	1
長狭支店	鴨川市松尾寺435番地の6	04(7097)1131	04(7097)1130	1
勝浦支店	勝浦市勝浦28番地の1	0470(73)0025	0470(73)0099	1
御宿支店	夷隅郡御宿町須賀450番地の6	0470(68)2731	0470(68)2115	1

地区一覧



茂原市、東金市、八街市、長生郡、夷隅郡、いすみ市、山武郡、山武市、匝瑳市、富里市、香取郡(多古町)、千葉市緑区(土気、大椎、大木戸、小山、越智、高津戸、大高、上大和田、下大和田、小食土、板倉、あすみが丘の区域に限る)、鴨川市、勝浦市、南房総市(和田町に限る)

索引			
各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。			
■ごあいさつ	1	役員取引の状況	13
【概況・組織】		その他業務収益の内訳	14
事業方針	2	経費の内訳	13
* 事業の組織	3	* 総資産経常利益率	13
* 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)	3	* 総資産当期純利益率	13
* 店舗一覧(事務所の名称・所在地)	26	【預金に関する指標】	
自動機器設置状況	26	* 預金種目別平均残高	14
地区一覧	26	* 定期預金金利区分別残高	14
組合員数	13	預金者別預金残高	14
子会社の状況	16	財形貯蓄残高	14
【主要事業内容】		職員1人当り預金残高	14
* 主要な事業の内容	2	1店舗当り預金残高	14
【業務に関する事項】		【貸出金等に関する指標】	
* 事業の概況	3	* 貸出金科目別平均残高	14
* 経常収益	13	* 貸出金利区分別残高	16
業務純益	13	* 貸出金担保別残高	15
* 経常利益	13	* 貸出金用途別残高	16
* 当期純利益	13	* 貸出金業種別残高・構成比	16
* 出資総額、出資総口数	13	* 債務保証見返担保別残高	15
* 純資産額	13	* 預貸率(期末・期中平均)	14
* 総資産額	13	消費者ローン・住宅ローン残高	16
* 預金積金残高	13	代理貸付残高の内訳	16
* 貸出金残高	13	職員1人当り貸出金残高	14
* 有価証券残高	13	1店舗当り貸出金残高	14
* 単体自己資本比率	13	【有価証券に関する指標】	
* 出資配当金	13	* 商品有価証券の種類別残高	取扱いなし
* 職員数	13	* 有価証券の種類別・残存期間別残高	14
【主要業務に関する指標】		* 有価証券科目別平均残高	14
* 業務粗利益および業務粗利益率	13	* 預証率(期末・期中平均)	14
* 資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支	13	【経営管理体制に関する事項】	
* 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	13・14	* リスク管理体制	5
* 受取利息、支払利息の増減	13	* 法令等遵守態勢	5
		* バーゼルⅡに関する事項	17~21
		【財産の状況】	
		* 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	11~13
		* リスク管理債権及び同債権に対する保全額	15
		* 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	15
		* 有価証券、金銭の信託等の評価	14
		外貨建資産残高	16
		オフバランス取引の状況	13
		先物取引の時価情報	14
		オプション取引の時価情報	取扱いなし
		* 貸倒引当金の内訳(期末残高・期中増減額)	15
		* 貸出金償却額	16
		監事監査	21
		代表理事による適正性・有効性の確認	21
		【その他の業務】	
		内国為替取扱実績	16
		外国為替取扱高	16
		公共債取戻実績	16
		公共債引受額	16
		手数料一覧	8
		【その他】	
		トピックス	4
		沿革・あゆみ	2
		個人情報保護宣言	6
		総代と総代会について	10
		地域密着型金融推進計画の進捗状況要約	22~23
		インターネットバンキングサービス	24
		ディスクロージャー誌掲載用語集	24
		ぼうしんからのお願い	25
		【地域貢献に関する事項】	
		地域貢献に関する情報	7~9



BOSHIN

房総信用組合

〒297-8611 千葉県茂原市高師町1-10-5

TEL:0475-22-5111

<http://www.boshin.shinkumi.jp>